

厚生労働大臣
田村 憲久 殿

経済再生担当
全世代型社会保障改革担当
内閣府特命担当大臣（経済財政政策）
西村 康稔 殿

埼玉県知事
大野 元裕
千葉県知事
森田 健作
東京都知事
小池 百合子
神奈川県知事
黒岩 祐治

水際対策に関する要望について

政府は、10月1日から一部の国・地域のビジネス関係者らに限定していた外国人の新規入国について、在留資格を持っている外国人にも解禁し、今後、徐々に入国者数を拡大していく方針である。

国際的な往来の再開が本格化するに当たり、国において講じるべき水際対策に関し、下記の事項について要望する。

記

1 入国管理・検疫体制等の強化・徹底

感染者の海外からの流入を阻止するため、空港等での入国者に対する検疫体制の抜本的強化を図ること。また、検査等の結果が判明するまでの間、検疫所長が指定する待機施設等で入国者を確実に留め置くなど、入国管理を徹底するとともに、入国時に中長期の滞在先が未定の外国人も少なくないため、住民票の早期届出を推奨すること。

なお、感染の再拡大に繋がらないよう入国規制の緩和については慎重に進めること。

2 入国者の確実な行動追跡の実施

感染者が発生した場合の迅速な感染経路の把握及び濃厚接触者の特定につながるよう、入国者・帰国者に対し、検疫所において接触確認アプリ「COCOA」の利用を義務付けるなど、入国者の確実な行動追跡に向け、徹底した対策を実施すること。

3 入国者が陽性だった場合の対応

入国時のPCR検査等の検査結果が陽性の場合は、速やかに自治体への情報提供を行うこと。また、国の責任において、入国者・帰国者の国内での住所・居所に応じて、十分な入院先や宿泊療養施設を確保するなどにより、特定の自治体や保健所に過度な負担を生じさせないようにすること。

4 入国者の定期的な健康状態の確認

現在、都道府県等の保健所が実施している入国後14日間の「健康フォローアップ」については、今般の入国制限緩和に伴って更なる業務の急増が見込まれるため、保健所への過度な負担の解消に向けた制度の抜本的な見直しを行うとともに、国の責任において集中的に実施すること。

5 在住外国人に対する周知

新型コロナウイルス感染症に関する情報については、入国時の多言語での分かりやすい情報発信の充実及び啓発を図るとともに、在住外国人に対して、標準予防策などの感染拡大防止対策の周知を大使館等を通じて行うこと。